

議会運営委員会記録【速報版】

○招集日時 令和7年12月12日（金）午前10時

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員 委員長 赤羽直一
副委員長 落合信太郎
委員 佐野太一
〃 小堤修
〃 金澤克仁
〃 染谷和博
〃 入江洋一
〃 遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員 監査委員事務局長 鈴木正美
監査委員事務局課長補佐 海老原雅彦

○職務のため出席した者 議長 山野井隆
議会事務局長 前野拓
議会事務局次長 蜷原康友
議会事務局長補佐 小笠原一裕
議会事務局係長 大場真爽

○付託事件 請願第15号 議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願

○調査事件 (1) 一般会計予算・決算審査常任委員会について
(2) 政務活動費について
(3) その他

○調査の経過

午前10時 分開議

○赤羽委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので会議は成立します。
ただいまから議会運営委員会を開会します。本日の映像は市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。

それでは、審査日程に沿って会議を進めます。

初めに、審査日程の2、請願審査についてです。審査の順番は、請願提出者の発言、請願提出者への質疑の順で行います。

それでは、請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性に基づく監査体制を求める請願を議題といたします。本請願については、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。なお、発言は申合せにより、1請願につき1回で、5分以内となります。残り1分で1度ベルを鳴らします。5分たちましたら、2度ベルを鳴らします。

それでは、結城さん、発言をお願いいたします。

○結城請願提出者 皆さん、おはようございます。請願第15号、議会選出監査委員の廃止と専門性にもとづく監査体制を求める請願の意見陳述をさせていただきます。まず請願事項ですが、1、取手市議会において、議会選出監査委員の制度を廃止する検討を早急に開始すること。2、監査の質向上のため、外部監査制度・公認会計士などの活用なども含めた総合的な監査体制の強化策を議会として議論することとなります。取手市議会基本条例第5条第3項には、「議会は、請願を政策提案として受け止め」と規定されております。市民からの請願を政策提起として議論いただけること自体、議会の資質向上につながるものであり、まさに地方自治のあるべき姿と考えます。今回の請願に至ったきっかけは、お配りした資料にありますとおり、ガバナンス10月号の記事でした。以前は、議会事務局にもガバナンスが置いてありましたが、現在は置いていないということを聞き、とても残念だと思います。全国レベルでの自治体の動向は、常にチェックすべきだと思います。さて、執筆者である清水氏は大津市議会の元局長であり、議会改革の代表的存在でした。清水氏は一貫して地方自治法及び憲法に基づく議会改革を論じておられ、私自身、大津市議会を視察した際に直接お話を伺った経験があります。ここにおられる議員の皆様も、視察のときには何人かが直接、視察したときに話を聞いていると思います。今回お配りした資料を御覧いただければ、請願理由は明らかであると存じます。

大事な部分を要約して読み上げます。議選監査委員制度が選択制となったのは2017年の地方自治法改正によるが、第31次地方制度調査会の議論では、制度の法的矛盾や名譽職化を理由に多くの有識者が廃止を主張していた。しかし3議長会の反対で、政治的妥協として選択制に落ちついた経緯がある。本来、議会と執行機関の独立を求める憲法上の二元代表制と、議会費の監査に議員が関与するという構造的矛盾は、看過できる問題ではない。にもかかわらず、自らの都合を優先し、現行法を盾に制度存続を正当化する姿勢は、憲法軽視のご都合主義と批判されても仕方がない。そのような対応で、議会が市民の信頼を得られるのか大いに疑問である。と清水氏は書いています。私、清水さんには、今回この請願でこれを資料として使いますということは、メールで送っています。それから、地方分権一括法以来、地方議会にとって最も重要な改革課題は、二元代表制を実質的にどう担保するかであり、議会自らが行政を監視する立場にあり続けるためには、監査制度の見直しは避けて通れないと考えます。

また、別な視点から率直な意見を申し上げます。公職選挙法によれば、税金を滞納していても、また自己破産をしていても、議員になることは可能です。それは制度として当然尊重されるべきことですが、しかしながら、自己破産をした議員が行政の監査を担うことが本当に適切なのか、普通の市民感覚としては疑問を持たざるを得ません。取手市議会で

は今後、議員報酬の引上げがされると伺っています。であるならば、より一層の議会機能の強化が求められることは当然であり、そのためにも監査制度の独立性と専門性を高めることは必要不可欠だと考えます。現在の取手市監査委員は、議選1名と税理士1名という構成ですが、議選の監査委員には月7万3,000円の報酬が支払われる所と聞きます。議選監査を廃止し、近隣の牛久市のように税理士などの外部識見者を2名とする体制のほうが、専門性と中立性の観点から望ましいと考えます。牛久市では、これを議員提出議案で可決しております。もちろん、これは議員が決めることなので……

[小笠原議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす]

○結城請願提出者 (続) 議員提出議案がいいと思います。さらに資料を見据えれば、外部監査制度の導入も検討すべきであり、それが市政の健全なチェック機能を大きく強化すると考えます。

以上、議会改革度日本一に2度なったことのある取手市議会にふさわしい監査制度を考えるための政策提言として、本請願を提出しました。よろしくお願ひいたします。

○赤羽委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから、請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手を願います。

小堤委員。

○小堤委員 皆さん、おはようございます。小堤です。請願者の結城さん、おはようございます。いつも、取手市の発展に関して、行政と議会に対して、いろいろと考えていただいてること、本当に誠にありがとうございます。ということで今日の請願になったのかと思うんですが、幾つか私、質疑させていただきたいと思います。まず、この請願書の中段ぐらい、「しかし、昨今の行政運営の高度化、財政構造の複雑化」というところがありますけど、まず、こういう文言からちょっと質疑させていただきますけど。これは何を基準に誰がそういうふうに判断したのか、それというのは、ひとつ比べて何と比べて、そういうふうに高度化とか複雑化したか、こういったところ。世間一般のことだといえば、それまでかもしれないんですけど、請願者としての結城さんは、どういうふうにこういう文言を使ったのか、その辺をまずお願いします。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 質問ありがとうございます。高度化しているのは、もう既に小堤議員も分かっていると思いますけれども、世の中が例えば複雑化しているのは、例えば今ＩＴが非常に発達してきていたりとか、それから税の構造も変わってきてたりとか、そういうことを多角的に考えれば、こういった文章になったというふうに考えています。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 それ、いつ誰がとか、そういうことではないということだけど、世の中の趨勢として、そういうことになったというふうな今の発言かと思うんですけれども。あともう一つ、中段のところで、ポツが3つありますよね、黒ポツが。この議選の監査委員には云々といった課題が指摘されていますってありますけど、これは誰がどういう立場で指摘したことなんでしょうか。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 さっき配った資料の中に書かれてると思います。第31次制度調査会の中で有識者の方々が、これは問題があるよということを言っているというの、そこに明記されておりますので、そういうことを含めての意味です。この資料を配付した理由はそこになりますので、後でじっくり読んでいただければと思います。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 そうですか。今もらったばかりなんで中身は読んで——斜め読みですけれども。それで、地方自治法の改正、先ほど結城さんも言ってましたけれども、2017年にあって、それで施行されているのが平成30——2018年というところで、議選の監査委員はなくてもいいよみたいな感じだと思うんですけども、そういう2018年に出てるにもかかわらず、なぜ今日このタイミングかと言うと……

[小堤委員、配付された紙を示す]

○小堤委員 (続) これってことですかね。その辺いかがでしょうか。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城委員 その頃ちょうど大津市議会の清水さんが、やはり条例改正に伴って議選の監査を廃止しようという動きがあって、私も随分勉強会に行きました。そのときにも、これ実は2つの意味があって、もう1つここに書かれてるのを見ると、議員が絡んだほうがいいんだっていう意見があるよということも書かれています。これ実は可児市議会の、ちょっと名前は言えませんけれども、議員さんと、この大津市議会の清水さんがいろいろやり取りをしているんですね。私はそれをどっちも聞いていて、どっちもそれなりの言い分あるんだなと思います。ただ、ここの資料に書かれているように、ちゃんとその議員が物が分かっている——例えば、可児市議会の方が監査をやった場合には、そういうことになるかもしれないよ、いい方向に行くかもしれないよということが多分これ書かれているんですけども。そうじゃない場合——というのは、議員が誰でもなれるわけですから、そうじゃなかった場合には、これは非常に不都合が起きてしまうわけです。ですから、そういったことがあって、何でこれを今頃というのは、それは私もいろいろと考えた中で——また今回、これ2025年の10月のガバナンスなんですね。これを見た途端に、さっき私が申し上げたように、これを出すきっかけになったのはこのガバナンス10月号の大津市議会の清水さんのこの記事を読んだからです。それまでは私もいろいろと考えていました。ですが、これを見るとやはり憲法上の問題もあるし、二元代表制との問題もあるし、基本的には2000年の地方分権一括法によって今までの制度は変わっているんですよ。でも、それが何か逆戻りしているような気がしてしようがありません。ですから、ガバナンス10月号の清水さんの記事を見たときに、これはやはりここで提案をしたほうがいいなということです。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。いろいろな参考文献を勉強して精査するというのは、非常に大事なことかと思うんですけども。だから今日、このタイミングになったということなんですよね。核心的な話になっていきますけれども、監査——私も一部事務組合の監査を経験してまして、それで私もいろいろ考えたんですけど。そのほかの議員の中で、今まで

歴代で監査やってきた人、また外の一部事務組合で監査やってきた方に聞いてみました。これなくなつてもいいのかな、どうかなと言ったら、全ての人が「あったほうがいい」と。経験した人だからこそ分かる——私もそう思うんですけど。代表監査委員はいます、その人はそういう立場からものを見る——監査しますけど、議員選出の監査委員というのは、議員——議会を踏まえた議員の立場の目を持って監査するわけです。それというのは、代表監査委員とはまた違う見方・考え方、そういうものがあるんです。経験すると分かるんですけども、私も、そうだよな、議会のことを考へるのは、一部事務組合の議会のことを考へると、こういうこと、これもちょっと確認したいな——事務局に確認していかなくちやいけないなというところは、多々ありました。これがやはり、議会の質の向上にもつながりますし、それは結城さんも言ってるように、市民の負託——選択されて付託をいただいた議員として、やっていかなくちやいけないことだというふうに思います。ですので、私も、ほかの監査やった方と同じように、やはりこれは必要なんではないかなと。地方自治法には選出しなくてもいいよとあるけれども、やっぱり必要なんじやないか。ということは逆に言うと、結城さんに質疑しますけれども、

[発言する者あり]

○小堤委員 すみません、マスクしてるから、ちょっと大きい声じゃないといけない。——ということは何かというと、お尋ねしますけれども。議員の議会選出の監査委員がなくなった場合のデメリットというのは、何でしょうか。ぜひ、聞きます。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 それは非常にいい質問ですね。逆に、デメリットというよりも、議会監査を続けるデメリットというのもあるんですよ。議会が、監査される側と監査する側の両方になるという利益の相反、これがまずあります。それから、監査委員会の独立性——これ監査委員会というのは独立してると思うんですね。これは、もちろんそう、だから多分いらっしゃると思うのですが、それが損なわれるわけですよ。それから、監査結果に対する市民の信頼性が損なわれる可能性というのもあります。これは内部が入っているからです。これは、清水さんが書いているこの論文でも、明確に指摘されているポイントです。だから逆に、デメリットというよりはメリットしかないんじゃないかなと私は思ってます。今述べたデメリットがあるからこそ、今回のこのガバナンス10月号に清水さんが書かれている。要するに憲法上の問題です。議員というのは、私たちは法律の中でいろいろと成り立っているわけです。だから、その法的に矛盾があるものを続けていいのかというところを指摘しています。ですから、さっき私が申したように、清水さんともう一人——可児市議会の方の論争というのは私はずっと聞いていますけれども、たまたま、そういったことが分かって、守秘義務もきちんとできる議員がいる場合には、それなりに監査機能というのは機能するかもしれない。それでも、それは、その人だから監査する、というふうに清水さんは書いてるわけですよ。だから、そういった意味では、別に監査がなくなってデメリットではなくて、監査を続けるデメリットがあるんじゃないかと、私は考えます。

○赤羽委員長 小堤さん。

○小堤委員 最後に、ちょっと話食い違っちゃうのかもしれませんけど。やっぱり議会を経験している議員が監査するということで、そういう目は非常に大事な——それはなぜかというと、やっぱり予算委員会——予算を……

[小笠原議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす]

○小堤委員 (続) 私たちはチェックします——審査しますよね。その予算に基づいて執行されるお金が、どういうふうに使われたのかということが、正しいのか、ここはどういう疑問点があるのかというところを考えながらやっていくわけですから、そこはやっぱり、議員の監査がいてもいいと思いますし。清水さんの云々はあれですけれども、議員の監査が何か話聞いてると、ちょっとレベルが低いようにも聞こえてくるんですけども、なくそうというのは。そうではないと、やっぱり議員だからこそあるという、そういうメリットのほうが強いのかなと思います。以上です。

[発言する者あり]

○赤羽委員長 結城さん、どうぞ。

○結城請願提出者 ありがとうございます。いろんな考え方があると思うんですけど、私がこれを出した理由というのは、そういう話をこの中で、きっちりしてほしいと思ってるんですよ。これ、今すぐ廃止しろと私書いてないですよね、論議してくれと書いてあるわけですよ。ですから、今まで——これで7年か8年ぐらいたって改正されてますけど、その間何で出なかつたのみたいな話ありました。ですから、あえてここで、これを契機に皆さんの中で、この論議をしてほしいなという意味も含めて、これ出してるんですよ。議会基本条例のさっき話をしました。あれ決めたとき——私も一生懸命やりましたけれども、やはり請願というのを、提案というか——市民からの提案として捉えているということです。この栗山町で始まった議会基本条例が、来年で20年を迎えるそうです。20年のときに、いろいろイベントをやるような企画をしてることですので、もし取手市議会さんでも栗山町まで行ける方があれば——何しろ議会改革度日本一を2回やっている取手市ですから、どなたか行つていただければと思います。以上です。

○赤羽委員長 そのほか、ありませんか。

入江委員。

○入江委員 私、1点だけ確認させてください。私も元監査をやっていましたんで、ちょうどその頃から、このような話が出てきました。まだその頃は決定はしてなかったんですけど、確かにありました。ただ、今まで過去において、監査——定期監査とか例月監査やっていますけど、それに対して不適切だと思ったこと、おかしいなと思ったことというのはありませんか、監査結果について。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城委員 今、監査委員は2人いると思います。それで、そのお2人の中で話をしていて、その2人がどういう話をしているかということは議事録としては出てこないですよね。なので、監査結果として出てくるものが、果たして議選の監査の人が1人で考えたものなのか、それとも、もう1人の専門家の税理士の方が考えたものなのか、これは分からないです。なので、税理士の方がいてサポートをしていて出てくるものであれば、それは別

に何も問題はないというふうな文章になってくるんじやないですか。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 ほとんどが税理士の方が先頭に立って監査のほうをやってますんで、恐らくそういう御心配はないと思いますので、——不適切だと思ったことはないと受け止めていますね。きちんと……。

○結城請願提出者 質問じやないですよね。

○赤羽委員長 質問じやないです。そのほか。

染谷委員。

○染谷委員 一つお伺いして、先ほど守秘義務ということを言われてて、今まで監査委員やった方に、いろいろお話を聞くけど、本当に監査の話ってしてくれないんですよ。入江さんにも聞いたことがあるけど、やはりそれは言えないからということで、きっちり守られてると思うんですけども、それが議員が入ると、先ほどの話だと守られないんじゃないかというようなことを言っておりましたけど、その辺はどうお考えですか。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城委員 それは、やはり人によると思うんですよ。もちろん守秘義務を守っていないとは私は一言も言っていません。ただ、その可能性としては、内部——要するに、議会と執行部というのは二元代表になっているわけですが、その内部のことまで分かってしまう。だから、議会は議会としての機能を高めていったほうが、より市民には信頼される議会になるんじゃないのかなと思ってます。だから、何で逆に言えば、牛久市はなぜ議選の監査をやめたのか。そのほかにも議選の監査をやめているところがあります。大津市議会が、もちろんそうですけれども、ほかにもいろいろと今、日本の中では、これを改善しようとする動きが少しずつ出てきていますよね。塩尻市であったりとか、あとどこだっけな……

[発言する者あり]

○結城請願提出者 そうですか。一応そういうことでございます。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。結城さんは、元現職の市議会議員でおられたと思うんですけども、どこかの監査をおやりになったことはあるんでしょうか。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 私は、県南水道の監査役やりました。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、私も今、県南水道の監査やってるんですけども、監査でないと知り得ないことって結構ありますよね。議会に報告するまでもないけど、ここで報告しておかないといけないみたいな事項は結構ありますし、それも指摘させていただいたらしくしておりますけども、その経験を踏まえて、どう思いました。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 私、実はその経験を踏まえて、これを出しました。私、監査役やりましたけれども、やはり専門的な知識というのが自分にも足りないと。ですから、これは人によるんです。染谷議員みたいに専門的知識が広ければ、そういうことができるのか

もしそれませんが、私は専門的知識がそれほどありませんでしたので、逆に、これはやはり議選の監査でなくて——これは県南水道の場合ですけれども、取手市の場合はもっと範囲が広いですよね。だから、そういう意味で専門性を持つ、議員でない見識者の方がもう1人でも2人でも増えたほうが、私は取手市の財政の健全化のためににはいいんではないかということで、これを出させていただきました。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、例えば税理士さんが2人とか、会計士さん、税理士さんという形になると、視点という部分で、かなり違うと思うんですね。私も今やっているときに、税理士さんが指摘することと私の指摘すること全く違うんですよ。そうすると、同じ目になると、同じところばかりに目がいってしまうようなことはあると思うんですね。その辺いかがお思いでしょうか。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 私も経験上、税理士さんと一緒にやったわけです。基本的には、すり合わせをするじゃないですか。例えば、監査報告をつくるときですけれども、これはあまり厳しいことを言わないでほしいと言われました。そうすると、やはりそれは、そういう形で執行部におもねるような形になってしまふという事実があったので、私はこれを考え方直したほうがいいんじゃないかということでございます。やはり外部監査のほうが大事だと思います。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 ちょっと私、経験上、ここを優しく言ってくれとか言われたことはないんで、私の性格的に優しくしてくれって言ったら、逆に強く行きますけども……

[笑う者あり]

○染谷委員 (続) 今ちょっとと言われたようなことは今、県南水道ではないです。きちんと指摘してくださいというふうに——特に、逆にここを強く指摘してくださいとか、そういうふうに言われますけど。指摘をちょっと勘弁してくださいってことはないので、一応それは県南水道の名誉のために今言っておきますので。分かりました。以上です。

○赤羽委員長 そのほか、ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 貴重な請願——陳情をまずは、結城さんのほうから陳情を出していただいたということで、私ども日本共産党は、これまで一貫して外部監査委員は外部からということで主張してきた立場ということでは、うちのほうの会派長の加増議員が紹介議員になって取り上げようということで、一歩進められたらいいなという思いを今改めて強くしております。私たち、ちょっとうっかりして、地方自治法がこういう形で変わってきてたっていうのを私自身、ちょっと気づかなかつた。でも、何で主張してきたかって言うと、県の水道局のほうで外部監査員を2名入れてたというのが、とても新鮮で。いや、頑張ってる——その後、私のことだから職員の方に、「いや、それはすごい。私、勉強になりました。参考にします。」なんて、職員の方に一言かけてきたというところなんです。今言われたように、いろいろな外部監査委員の方というか、税理士の方だったり、あとある程度専門

の方ってなると思うんですけども、その辺はちょっと市の財政というところで、どういう立場の人がいいなというふうに思われてますか。今、染谷委員のほうからも、ちょっとすり合わせと——すり合わせって言ったら変なんですけども、見方、価値観というか、ちょっと視点というのが違うだろうけども、その辺難しいところがあったというような発言もあって、なるほどと思って聞いたんですけど、その辺は何か考えありましたら、ちょっと聞かせていただければ。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 牛久の場合は、税理士さん2人っていうふうに聞いています。それは、もし取手で別な方を議員以外に出すんだったらっていう意味ですよね。だとしたら、銀行員を長くやられた方、たしか守谷では一度そういう方を監査委員にしたという話を聞いています。それから、取手には一流企業の役員までやった方が多分、たくさん退職者でいらっしゃると思うんです。そうすると、グローバルな世界の中で活躍してきたその知見というのを、この取手市の監査の中に持ち込むと、物すごくいい監査ができるくんではないのかなと。もちろん税理士でもいいんですけども、税理士でなければ、そういういろいろな幅が広がる——だから議選ではない、そういう一般市民の中から、そういう監査役を推薦してもらって出していく。そうすると、これが財政に対して物すごく詳しい方って、いっぱいいるんですよね。やっぱり一流の企業——一流じゃなくてもいいんですよ。本当に1人で企業をやってる方でも。彼らでも取手には、そういう知見を持った方がいらっしゃるので、そういう方になってもらってもいいのではないかというふうに私は考えます。

○赤羽委員長 遠山さん。

○遠山委員 牛久市の例を挙げていただいているということで、何か聞くところによると、牛久市議会が予算・決算の審査に入る前に、監査委員のほうから直に議会として報告というか、取手市財政——いろいろな課題含めて聞いているということをちょっと聞いたんですけど。その辺、ちょっと結城さんのほうも確認はされてますか——確認というかちょっと——そうですか。そういうこともできるんだなということでは、私も議選でなければ、それに替わる、議会として、より財政の分析だったり、状況を把握するという意味では、監査委員から直接話を聞く、報告を聞かせていただくという——議場だけじゃなくて、それもありだなというふうに、今、受け止めているところです。あと——その辺に対してはちょっと知らなかつたというところなんで、それでいいんですけども。今回、実は取手市議会で各委員長が充て職で審議会とか指定管理者に関してということで、除斥対象になってしまったんですよ。初めてだったんです。そうなると、監査委員のほうも、今度、議選となればどうなのかなと、後で執行部にちょっと質疑しようとは思ってはいるところなんですけれども。ちょっとその辺——初めてですもんね。

〔議場騒然〕

○遠山委員 知ってました、除斥になったということを。

○赤羽委員長 遠山さん、遠山さん……。

○遠山委員 除斥になったことを知ってるかどうか。

〔発言する者あり〕

○赤羽委員長 それは、この請願とは除斥になったこととは関係ないと思うんですが。

[発言する者あり]

○遠山委員 除斥になったんですよ——ということを、どう思いますかということで伺います。

○赤羽委員長 遠山さん、それはテーマから外れてます。

[発言する者あり]

○赤羽委員長 それでは、結城さんどうぞ。

○結城請願提出者 取手の場合は予算・決算に、監査やっていても、今まで多分出てますよね。ところが、この大津市の清水さんが指摘しているのは、多くの市議会は予算・決算委員会に監査役は入れないんですよ——ということになってしまふ。なので、ここに矛盾があるんじゃないかなということを——これ読んでくださいよ。せっかく資料配付したので。だからもちろん、取手の場合も、今までそういう流れとしては監査もやってました。ですけど、今度監査が——今さっき言った、いろんな充て職のやつがそうなるんであれば、可能性としてはあるんじゃないですか。しかも聞いてるところによると、今度、常任委員化して——全員でやるのを私が出した3月の請願は否決されているので、多分10人とか12人とか、そんな人数でやるんだろうなと思ってますけれども。そこから監査も出られなくなると、どうなのかなというふうに私は考えます。以上です。

○遠山委員 貴重な御意見ありがとうございました。

○赤羽委員長 そのほか。

佐野委員。

○佐野委員 よろしくお願ひします。先ほどちょっとと言いかけられたんで、ちなみに参考までに聞きたいんですけど。大津、牛久、ちょっといろいろ今、話の中に出でてきます。そのほかの自治体名など御存じのところがあれば、さらにちょっと教えていただきたいんですが。

○赤羽委員長 結城さん。

○結城請願提出者 もちろん、さっき言った大津市は、本当一番最初ぐらいにやっているし、あとは塩尻市それから長浜市、それから熊取町——ちょっと僕も全部は調べ切れてないんですけども、これは徐々に導入するところが増えているというふうに聞いていますので、こういったことも考えながら、取手市議会、取手市として、どういう監査体制がいいのか、今までのを続けるというのではなく、こういった考えも、私が提案した理由として、いろいろ考えてみたらどうなんですかと。ほかの町ではこういうことをやっていますよ、というようなことで私の説明とさせていただきます。

○赤羽委員長 よろしいですか。そのほか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 質疑なしと認めます。これで、請願15号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。結城さん、ありがとうございます。お席から御移動ください。

[結城請願提出者退席]

○赤羽委員長 本請願について、確認したいことがある委員は挙手願います。

遠山委員。

○遠山委員 議会事務局になるんでしょうか。今回、議案に出た指定管理者制度に関しては……

○赤羽委員長 執行部への質疑希望ですか。

○遠山委員 執行部です。

[発言する者あり]

○赤羽委員長 除斥対象は今、関係ないですよ。

[発言する者あり]

○赤羽委員長 ちょっとお待ちください。お話しするときはマイクのスイッチを入れてください。

○遠山委員 議長、委員長に止められたからマイク切ったんです。答弁拙速だとかということであれば、答弁いいんですけど、私としては疑問なんですよ、今、取手市議会の議員として。指定管理者制度で、充て職になっていた、たまたま委員長の皆さん何人かが複数、あと家族がなって参加されてたという場合も、議員として除斥対象になったというところでは、今度、監査委員という場合はどういうふうになるのかなと思ったんですよ、議員になってたら、今現在、議員がなっているんですけど、そこら辺はどうなんですか。予算・決算の議案に対して除斥対象になるかどうかという、ちょっと聞かせてもらえればと思いました。

○赤羽委員長 一部事務組合とか財団法人の役員になると、その財団の決算について——予算かあれば、採決のときに除斥になりましたよね。ですから、奥さんが仮に文化事業団の何か役についてたらば、議員が除斥されなきゃならないというような判断で、今回、除斥が何人か出てきました。——そのことをおっしゃってるんですよね。でも、これは監査委員の話とはちょっと関係ないんじゃないですか。これはまた、後ほど別の機会に議論したいと思うんですが、いかがですか。

遠山委員。

○遠山委員 じゃあ、この請願のところでは、ふさわしくないということですので、後ほどということなので、議会、監査委員が——議員が……

[発言する者あり]

○遠山委員 (続) 議員が監査委員になっていれば、予算決算の審査の場合は除斥——採決のときに除斥になるということになりますかねという、だから……

[発言する者あり]

○遠山委員 (続) 違う……

[発言する者あり]

○遠山委員 取手の市議会議員として、今定例会で初めてなんですよ。充て職でたまたま参加していた人が除斥対象になるなんて。今までやってたことが瑕疵ある採決してきたのかなと思うぐらい。ですから、考えて検討していってくださいということを述べて、答弁は結構です。

○赤羽委員長 遠山委員。今は、請願についての審査です。除斥についての審査でありま

せん。

○遠山委員 議員が監査委員になってるけどということで……

[発言する者あり]

○遠山委員 (続) すごい狭い。

○赤羽委員長 あまりに拡大解釈し過ぎです。

○遠山委員 でも、先ほど委員長自ら、ほかの事例出してくれたじゃないですか。

○赤羽委員長 だからそれは、この請願に対する質疑ではなくて、除斥対象者に対する考え方ですからこれはまた別に——別の機会に議論したらいかがかと思います。

○遠山委員 分かりました。

○赤羽委員長 よろしくお願ひします。そのほか質疑ありませんか。

入江委員。

○入江委員 監査事務局のほうにちょっとお聞きしたいんですが、事務局側としては、代表監査委員と——専門的な監査委員と、議選の監査委員、いたほうが監査はやりやすいと思うのか、それとも専門的な2人がいたほうが、本音で……。

[笑う者あり]

○赤羽委員長 鈴木局長。

○鈴木監査委員事務局長 監査委員事務局の鈴木です。

すみません。今の御質問のほうは、監査事務局の立場としては、答える内容ではないということで認識しております。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 議選じやない監査委員さんは、やはりこの予算に対する事業の執行内容——事業内容というのを全く分からないです。事業内容をきちんと把握して隅々まで分かっている監査委員がいたほうがいいのかどうかお聞きします。

○赤羽委員長 監査委員事務局としては、答弁はありますか。なければないで結構ですけど。

[笑う者あり]

○鈴木監査委員事務局長 すみません。先ほどと一緒に、事務局の立場としては、お答えしづらいという形になります。

○赤羽委員長 よろしいですか。

○入江委員 はい。

○赤羽委員長 そのほか、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 紹介議員に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 質疑がありませんでしたので、これで請願第15号の審査を打ち切ります。

当委員会に付託された請願の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。

議題となっている請願に関して、委員間での自由討議が必要と思われる方は挙手願いま

す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 なしと認めます。ないようすで……

[「ありました」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 (続) 遠山委員。

○遠山委員 討議したいなと思ったんですけど、やっぱりこれも一つの時代の流れで、こういうふうに地方自治法も変わっていたんだというふうに私捉えているんです。やっぱり議会改革というところでは、取手市議会としては率先して、やっぱり積極的にこういった改革をしていくべきじゃないかな。より取手市財政を、みんなで議会が一丸となって深めていく、チェックしていくということに、——戻る意味で改革したいなと思うんですが、いかがですか。議会改革っていう点からすれば。

○赤羽委員長 それでは、遠山さんの御意見について、そのほか御意見ありませんか。1人では討議にならないんですけども。

入江委員。

○入江委員 またこの監査というのは、議会改革だとか時代の流れたとか、そういうかつこいい言葉でやっていくことじゃないと思います。現状の監査をきちんとやっていかなきゃなんないと思いますので、その辺は、そういう言葉は私は当てはまらないと思います。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 じゃあ、なぜ地方自治法が正しいっていう——やっぱり変えてきたのかなというふうに思うんですよ。そこら辺を私たち議会としては、やっぱり法にのっとってということもあるわけですから、やっぱり重要視していきたいな、いかなきやいけないなというふうに思っています。皆さんはどうですか。地方自治法——に対して。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 遠山さんの言葉を聞きますと、取手市議会が法にのっとってないって聞こえますけど、どういう——法にのっとっての意味がよく分かんないけど。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 一応、法律出してもらったんですけどね。地方自治法で、2017年、平成29年6月に変わっていたということなんですけれども、第196条で、「監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者（議員であるものを除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。」という、もともとの地方自治法があるわけです。そこに改革というか、地方自治法で変わったのが、「ただし」って、ただし書がされてんですよ。括弧は入ってませんよ。ただし、条例で、議員のうちから監査委員を選任しないことができるっていう文言です。ですから、染谷委員が言われるように、取手市議会がこれまで議選で通してきたということが法律違反だったというふうに——ではなかつたろうというふうには私も受け止めています。ただ、地方自治法が、こういうただし書をあえて、平成29年、2017年に加えたということが、やっぱり国も改革っていうか、それこそ国として変えていこうっていう、や

つぱりこういうことで文言が変わったんだな、加えられたんだなというように、そういう意味で捉えています。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 じゃあ、取手市議会は法にのっとってるんですよね。そうしますと、先ほど、法にのとった対応をしようみたいなこと言われたんですけど、それしっかりと訂正してもらわないと、取手市議会がまるっきり間違ってるみたいになりますけど、それお願ひできますか。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 地方自治法を今読み上げたじゃないですか。

[「自分の言ったこと」と呼ぶ者あり]

○遠山委員 違う違う違う。さらに、このただし書にあるように、法にのとつて、さらに改革していきませんかっていうふうに私は捉えて発言しているので、よろしくお願ひします。そういうふうに受け止めていただきたい。読み上げたでしょう。以上です。

○赤羽委員長 小堤委員。

○小堤委員 遠山さんの今のお話の中で、今読み上げたじゃないですか。2017年の6月にということで。それで、私も今、スマホで検索してみたんですけど、監査委員は見識を持つもの、議員以外と、議員から選任されること。それで条例で、議員以外のみから選任することも可能になったわけです。だから条例では、議員以外でもいいよという——可能になっただけあって、そうしなくちゃいけないとは言ってないわけなんで、その認識でいくと、私はだからさっきも言ったように、議員というのは、市民から選挙で選ばれて負託された人間であって議員が議会でいろいろチェックしながら、それで予算決算やったりして。そういう中で、監査委員。それはまさしく、もう何回も言いますけど、そういう議員の経験を踏まえてのチェックで、二元代表制とは言わないでけれども、そういう行政をチェックする、そういう見識を持ってやってることなんで、だから別に議員を除かなくちゃいけないということではないんだから、存続で私はいいと思うんですよ。そういうことです。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 ちょっと小堤さんのごめんなさい。ごめんね。理解よくできなくて。

○赤羽委員長 そこ2人でやらないで。

○遠山委員 ごめんね。——いや、取消しをしたらということに対しては、今、法律が一地方自治法で、ただし書ではあっても、こういうふうに変わったということで、今時点で、法にのとつて、こういうふうにしませんかという意味合いなので。

○赤羽委員長 遠山さん。ちょっとよろしいですか。ちょっと委員長から申し上げます。遠山さんの言い方だと、今までの取手市議会は法にのとつていないというように捉えかねない発言だと思います。ですから、それは厳に慎んでください。法にのとつてます。

[「さらに、法にのとつてやろうという」と呼ぶ者あり]

[「そういう言い方にすればよかった」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 だから、発言をきちんと訂正して——無駄な時間ですよ、これ。だから、法にのっとってやってるけど、さらに法にのっとってやりましょうというふうに訂正してください。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 皆さん、本当にいい議会だなと思ってるんですけど、取手市議会は。今、こういうふうに変えたらと入江委員のほうからアドバイスいただきました。改めて——まだ委員会終わっていないので。その中で、先ほど、どうも誤解を招くような言い方だったらしいんで、これまで法にのっとって、それこそ議選で監査委員を出してきました。ただ今回、地方自治法が変わっていたというところが分かったので、さらに今の、法にのっとって、さらにやりましょう……

[笑う者あり]

○遠山委員 (続) 決めていきましょうということで、アドバイスを受けたんだから、それでいいじゃないですか。深い意味は——そういうことで。

○赤羽委員長 そのほかありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 なしと認めます。以上で、委員間討議を打ち切ります。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論のある委員は挙手願います。反対討論ありませんか。——賛成討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 討論なしと認めます。これで、当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。

請願第 15 号、議会選出監査委員の廃止と専門性に基づく監査体制を求める請願に、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○赤羽委員長 賛成少数です。よって、当請願は不採択とすることに決しました。

これで、当委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

執行部は退席して結構でございます。

休憩します。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。

続いて、審査日程の 3、一般会計予算・決算審査常任委員会についてです。資料 1 を御覧ください。11 月 26 日の議会運営委員会において、新たに設置する委員会の所管、名称、常任委員会の所属、任期については詳細が決定されました。本日は、定数と委員の選出方法について、協議を行い決定したいと思います。

初めに、定数についてです。委員の皆さんには、各会派に持ち帰り検討していただいたと思います。定数について、御意見をいただきます。

金澤委員。

○金澤委員 創和会では、10人で、そして——定数だけでしたか、10人で、ということまとまりました。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 みらいでも、今までどおり10人ということで、まとまっております。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 公明党といたしましては、全員が4年間の間に必ず参加できるということで、12人ということでお願いいたします。

○赤羽委員長 共産党、遠山委員。

○遠山委員 私たちも全員参加がいいということで。課題というか、残し……

○赤羽委員長 (続) 何人ですか。

○遠山委員 (続) ということでは、全員参加でということで。

○赤羽委員長 21人。

○遠山委員 (続) その方法を無会派提案されたということで、それを確認するということだったと思うんですけど。

○赤羽委員長 共産党さんの意見を——結論を聞きたい。

○遠山委員 その上でということでやってたと思ったんですけど。違う。全員参加ということでは、2回、2年で変わるということでは、1期、2年間で交代ということで、全員が参加できるようにという方法がいいだろうということで。12名ですよね。24人だから、12人ということになりますかね。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 うちの会派も公明党さんと同じように、12名。

○赤羽委員長 10人と12名の意見があったようでございますが、この辺で、委員間の自由討議をして決定したいと思いますが。まず、12人が多かったようですから、12人を希望する会派の御意見を伺います。

染谷さん、もう一度お願ひします。

○染谷委員 12人になると、全員が今2年交代ということになりましたので、参加機会があるということで、12人が一番適当かなということで提案させていただきました。あとは、数によると、もしかしたら11人でも——議長というのは常に参加できますので大丈夫なのかなと思いましたけども、そこは12人がいいかなということで、12人にいたしました。

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 私は、議長と監査委員は、それこそ決算には入らないほうがいいと思うんで、10人で。そうすると、10人でいいんじゃないのかなということです。議長と監査委員。

○赤羽委員長 そのほか、金澤委員。

○金澤委員 全員参加というのは大事なことだと思うんですけども、決め方として、できれば全員で一致できるような決め方が——何か多数決で決めるというよりは、できれば全員で納得した上で決められればいいと思うんで、討議を通して納得する形で決められる

ようにしてもらえばと思います。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 私の会派では一応、議長・監査委員を除くについては、ちょっと議論の余地があるなど。議長は除くというのは、そうかと思うんですけども、一応、12人ということで、議長・監査委員を除くというような形でよろしいんじゃないかなと思います。

○赤羽委員長 染谷委員、どうぞ。

○染谷委員 今、議長・監査除くというのは、議長はもともと入らないで、どこの委員会でも発言できるということで、議長は除いてるんですけど。多分、監査委員って、ここしばらくずっと入ってないと思うんですよね。ですので、監査委員を除くということになると、そうすると11人でもいけちゃうのかなという感じはするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 私も今、請願でいろいろ議論になりましたけど、それも踏まえればなおさら、入江委員が言われたように、全員参加でとなれば、人数をここで決めるとなれば、11人という形でいいんじゃないでしょうか。

[発言する者あり]

○赤羽委員長 今、新たに11人という意見も出たんですが。

これから、資料をお配りします。

休憩します。午前 時 分休憩午前 時 分開議

○赤羽委員長 それでは、再開します。

各会派から御意見を聴取したところ、10名という意見と12名という意見とがありまして、また11名という意見もございました。話し合いした結果、多数決で決めるべき問題でもないかと思いまして、委員長の提案で11名としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 異議なしと認めます。それでは一応、採決を採ります。委員会の提出を11名とすることに、賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定いたします。

次に、委員の選出方法についてです。現在、議会運営委員会・特別委員会の委員の選出は、会派比例案分となっています。委員の選出方法について、御意見ございませんか。

金澤委員。

○金澤委員 今までと同じような形で、会派案分でよいかと思います。

○赤羽委員長 会派案分という意見がございました。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

一応、採決を採ります。

会派案分にすることに、賛成の委員は挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○赤羽委員長 全員賛成です。したがって、そのように決定いたします。

ただいま、一般会計予算・決算審査常任委員会の定数と委員の選出方法について、定数を11名とし、委員の選出方法は会派比例案分とすることに決定されました。ただいま決定した内容を反映した委員会条例の改正案を事務局が配付いたします。配付漏れはありませんか。ただいま配付した資料は、11月26日と本日当委員会において決定した内容を反映した委員会条例の改正案となります。内容を御確認ください。確認いただけましたでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りします。委員会条例の改正について、議案を提出することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○赤羽委員長 全員賛成です。なお、全員賛成のため、委員会提出議案として今定例会に提出します。

続いて、審査日程の4、政務活動費についてです。10月9日の議会運営委員会において、落合委員より、政務活動費の交通費の領収書の件について発言がございました。内容は、会派の視察で鉄道を利用し領収書発行をお願いした際、鉄道会社側で領収書の発行手続に手間取り、20分以上の時間を要したということでございます。政務活動費の交付に関する条例の第6条第1項に、政務活動費の收支報告書の提出には領収書の原本の添付が明記されており、領収書原本の提出が必要になっているが、領収書原本の添付ではなくて金額などを確認できる別の書類も認めてほしい。また、ICカードなどの使用も——使用を認めることも検討してほしいということでした。本日は政務活動費の收支報告書への領収書原本に添付についてと、ICカードの使用について協議したいと思います。

初めに事務局の説明を求めます。

小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 政務活動費について、初めに電車を利用した際の領収書についてです。現在、政務活動費の收支報告書には、領収書の原本のほうの添付が定められています。また、その領収書は、宛名に会派名が入っているものとされております。したがいまして、現在は駅の窓口で駅員の方に領収書の発行をお願いして、宛名の入った領収書の発行をしてもらい、御提出をいただいている状況です。領収書の発行でございますが、今、説明した駅の窓口で駅員の方に手書きで領収書を発行していただく方法のほかに、券売機で購入した場合も領収書の発行が可能で、多くの鉄道会社のほうで発行できるようですが。ただし、券売機で発行した領収書のほうには宛名が入りません。仮に券売機で発行される宛名の領収書を認める場合には、議会運営委員会でその旨を申し合わせる必要がございます。

次に、ICカードの使用についてでございます。鉄道で使用できるSuicaやPASMOといった交通系のICカードについてでございますが、ほかの——他の議会のほうで政務活動費の取扱いを確認してみたところ、ICカードの使用について認めている議会というものは幾つかございました。各議会でそれぞれ運用のほうは異なりますが、ICカード

の利用明細書の添付により、行き先や乗車区間の明らかな場合には認めるといった内容であったりとか、領収書の発行が困難な場合には経路及び運賃を交通計算書に記入して添付して、領収書のかわりとするといったような手法を取ってところがございました。ICカードの使用履歴を確認できる利用明細書、または独自に作成した交通経路を証明する申請書類に記入して提出することで、ICカードの利用を認めているという形です。ただし、領収証と明記されていない利用明細書の書類を認めるとなると、先ほどありましたとおり、現在は条例に領収書原本の添付のほうが規定されておりますので、条例を改正する必要があります。仮に条例改正をしてICカードを使えるようにする場合——認める場合には、ICカードだけではなくてモバイルのSuicaであったりPASMOといったものの取扱いについても検討していただく必要がございます。説明のほうは以上となります。御協議いただければと思います。

○赤羽委員長 ただいま事務局から説明がありました。事務局に対する質疑はございませんか。——御意見でも結構です。

遠山委員。

○遠山委員 私も本当、不自由だなという思いは、自分も受け止めていたんですよ。報告書——行程表というのかな、どこからどこまで乗って、人数も含めて、目的というか、それをきっちと書いて、その区間、これで活用みたいな、ちょっと備考欄がありますので、そこで丁寧に表示すればICとかスマホですよね、要するに。スマホじゃなくて——私はSuicaが多いんだけれども、そういったことを、むしろ利用というふうに変えておけば、あるいは別にポイントがついていないと思うんですけど。ポイントつくものもあるのつかないよね。でれば、領収書は出ないかもしれないけど、そこできちっと報告すれば私は認めていいんじゃないかなというふうに思うんですけども。ほかの皆さん、どうでした。

○赤羽委員長 事務局に確認します。Suicaの使用履歴というのは、公式なやつは出るんですか。

○小笠原議会事務局長補佐 Suicaに関しては、利用明細書みたいな形の名称ですが出るようす——出ます。

○赤羽委員長 遠山さんの御意見の行程表と運賃を認めると、前の事件のあった方のやつが、あれで通ってしまったという、そういうやつがあるわけですね。

金澤委員。

○金澤委員 領収書とICカードとかって2つに分けたほうがいいと思うんですけど、これは僕は領収書に関しては、券売機で出る領収書、これは認めてもいいと思うんですよね。みどりの窓口みたいな人がいるところがどんどんどんどん減ってるので、券売機での領収書は、もうこれは行程表がしっかり添付されていれば認めていいと思うんですけども。他方、そのICカード——Suicaとかそういうのは、あくまでも個人が持っているものを利用するというところから、ちょっとこれは慎重に考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 今、金澤委員が言わされたように、S u i c a とかP A S M O のほうが本当は安いのでいいわけなんですけども、その辺の今、整理というのは難しくなってきているかも知れないで、言わされたように領収書が出てきて、そこに宛名がなくても、それは行程表がありますので、それで認めていただいたほうが、電車に乗るのに品川駅で20分も待つということは、——すごい早く行ったんですよ、それで間に合いましたけど。毎回そこで30分はかかるなって、感じでいかなきやならなくなるので、それはちょっと合理性に欠けるかなという気がいたします。

○赤羽委員長 ちょっと確認ですが、券売機から出る領収書は可、S u i c a 等の交通系のI Cカードは不可という御意見ですね。——了解しました。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 疑義が持たれることになりかねないということもあるっていう、ちょっとそういうといった意見もあったので、今言わされたように、券売機のものというようなことで、それも領収書として認めるということであれば、もちろん行程表も付け加えてのことだと思いますんで、それでいいと思います。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 それじゃあ一つだけ、視察ですと、きちんと行程表を作りますけど、例えば研修とかだと行程表って皆さん作らないですよね。研修に行きますよね、そうすると本来は研修代と交通費はいいんですけども、そういうものもきちんと行程表をつくれば、自分で、前もってつくって提出しておけば認められるということでいいんですか。

○赤羽委員長 今、それは券売機の領収書ですよね。券売機の領収書があればいいということでしょ。

○染谷委員 今の話だと、きちんと視察の場合は行程表があるので、その行程表に照らし合わせて、いいですよねということなんんですけども。例えば研修に行きましたと、そのとき、東京駅に研修行きました、そうすると常磐線で行くのが普通なんですけども、行程表がないから電車では駄目だよとなるのか、やはり研修であっても、きちんと前もって行程表を提出しておいたほうがいいのかとか、その辺です。

○赤羽委員長 どうしますか。研修先と簡単な行程表は添付するということでよろしいですか。ただ、東京都区内の場合には行き先は出ないんですね。遠く行くと、どこどこからどこどこまでというやつは出るけども、例えば取手から上野まで——宛先、切符買ったことないんで、よく分かんないですけど。東京から上野まで切符買うと、東京・上野と出ないですよね、多分。金額の切符だけですよね、出るのは。

[発言する者あり]

○赤羽委員長 領収書にもその金額だけで、どこまでという区間は出ないはずです、確かに遠方へ行くときには、降りる駅の名前が出ると思うんですが……。

[発言する者あり]

○赤羽委員長 じゃあ、それでいくことにしますか。

○金澤委員 2つあって、1つはS u i c a って確か、ポイントつきますね。それが1つ——ちょっと戻っちゃうけど。もう1つ、この厳しくなったきっかけの事件って、電車

賃を請求してて実は相乗りだったという顛末だったと思うので、それがちょっと心配ですよね。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 職員さんは、どうされてるんですか。東京都内に出張とか行って、車じゃなくて電車で行ったときの交通費の精算は。

○赤羽委員長 局長。

○前野議会事務局長 事務局、前野です。例えば電車で都内に行った場合、領収書の提出というのは特に求められておりません、職員のほうは。

○赤羽委員長 それから、S u i c a にポイントはつかないでしょう、確か。

蛯原次長。

○蛯原議会事務局次長 議会事務局の蛯原です。JRの一部の会社——全て調べたわけではないんですけど、JRの一部の会社さんでは、モバイルを使うとポイントがたまるというようなものもございます。

休憩します。

午前 時 分休憩午前 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。休憩中に、皆さんでお話し合いしましたが、交通費の場合、領収書は宛名がなくても認める。それから、行き先等が不記載のものについては行程表を添付するということで、政務活動費からの支出を認めるということで決定したいと思いますが、それに賛成の委員の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○赤羽委員長 全員賛成です。そのように決定します。

これは、来年度からということでおよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 では、来年度の政務活動費からそのようにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に審査日程の5その他です。傍聴手続の今後の在り方についてです。9月22日の議会運営委員会で、傍聴カードへの住所氏名の記入などについて、委員の皆様から様々の意見を頂き、出された意見について一度会派に持ち帰り検討していただくこととなっていました。9月22日の協議の中では、傍聴カードへの住所氏名の記入については、今後不要としてもいいのではないか。傍聴数把握のため、傍聴する際には人数を確認するため何らかのカードを傍聴箱に入れてもらったらどうかなどの意見が出されました。傍聴手続について会派での検討結果など御意見ございませんでしょうか。

染谷委員。

○染谷委員 廃止してるとこも多いですし、そんな、すごい人数が来るわけではないので、目視できると思いますので特になくてもいいのかなと思います。

○赤羽委員長 今、染谷委員から傍聴カードはなくてもいいんではないかというような御意見が出ました。

そのほかに御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 ないようですので、採決をとりたいと思います。

傍聴カードを廃止することに賛成委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○赤羽委員長 全員賛成です。

なお、傍聴手続の変更には、取手市議会傍聴規則の改正が必要となります。3月の定例会までに改正ができるよう進めていただくよう事務局にお願いいたします。そのほか、議長や委員からございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 私のほうから、私自身、福祉厚生常任委員会とか、あと昨日の建設経済常任委員会でも加増委員のほうから取り上げさせていただいたんですけども、今、国会で——国のほうから重点交付金——重点支援地方交付金の通達が来ることで、年内になるべく計画をということで、予算化を求めるという内閣府のほうから事務連絡が来ているということを受けて、私たちも提案してきました。そうしましたら今度、先日、新聞報道でも、茨城県が補正予算案を出してきたということで、もう具体化されてきてるということなので。財政課のほうに尋ねましたらば、これまでの交付金の約3.3倍と言われているということを受けて、約7億円入る予定だという——あくまで予定なんですけど金額については。県のほうにはしっかりと予算額も上がっているようなんですかけれども、それを受けて、たまたま15日で終わりのはずが25日まで定例会で延びるということなので、であれば、今日オブザーバーで議長も出席されていますんで、ちょっと議長のほうからも何か取扱いをお願いしたいと思うんです。全協といつても今すぐ無理でしょうから、せめてちょっと会派……

[発言する者あり]

○遠山委員 (続) ちょっと提案したいということでお願いします。

○赤羽委員長 議長、お願いします。

○山野井議長 おっしゃることは分かります。緊急——いわゆる重点交付金の使い道について今、不透明——全く分かってない状態です。今、どんな使い方をするかによって所管が分かれたりとか、どこで話し合うべきかというのが今、全然ちょっと今決められないで、私としては各会派から、こういう使い方がいいんじゃないかというアイデアをそれぞれ頂いて、それを削ったり——決を採るんじゃなくて、それを生かして、市長部局に議長名で、皆さんから預かったものを提出するような形がいいかなと思うんですが、皆さんいかがですか。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 非常にいいと思いました。それに対して一度、会派長か何かで集まって、何か話合うという場はどうなんでしょう。

○赤羽委員長 議長、どうぞ。

○山野井議長 コンセンサス取るというよりは、各会派から挙げていただいて、もうまとめて全部出してもいいのかなと思ってますので。例えば25日——ちょっと急がなきゃな

らないので、できればもう週明けにでも——15日ですか、ぐらいまでには、もう出していただけるとうれしいなと思います。ちょっと時間が全然ないので、いずれにしても。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。それと、予算・決算特別委員会の中でも要望も出していたという、そういうこともありますんで、その辺も参考にしながら、各会派で検討課題ということで、やっていければなというふうに思いました。

○赤羽委員長 議長。

○山野井議長 あともう一度言いますけど、出されたものを、これは駄目だとか、そういうことを言うんではなくて、各会派からアイデアを頂いて、それを届けるということでいいのかなと思うんです。どれを採用するかというのは、市長部局の予算編成の中にありますので、そういう形でよろしいんじゃないかと思います。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 事務局からちょっとアドバイスというか助言がありましてね、失礼しました。今までオブザーバーという認識で——古い人間なんで思ってたんですけども。職務で参加しているということで、訂正してくれということなんで、職務ということにします。

○赤羽委員長 遠山さん、簡便に訂正してください。

○遠山委員 はい。委員長、よろしくお願ひします。

○赤羽委員長 訂正を認めます。

そのほか、ございませんか。

金澤委員。

○金澤委員 先日の8日の本会議において、遠山議員の発言で、少し指摘させてもらいたいんですけども。この議運でも、議会基本条例の検証の中で、所管——議会運営上の公平性を制度的に担保するために、所管委員は本会議における質疑を原則として控えることと、例外的に質疑を希望する場合は議長の許可を要することといったルールの明文化を、みらいさんのほうから提案されました。ただ、議案の54号について、遠山議員が議場で質疑をされてました。僕もこの議事録を問い合わせて、実際にそこでどうしても質疑しなきやいけない内容かどうかというのを見させていただきましたが、全く本会議でやる必要ない内容でしたし、さらに付け加えると、最後の助川部長の答弁、僕もその場でびっくりしたんですけども、議事録にもはっきり載ってますけれども、「貴重な御意見ありがとうございます」という答弁なんですよ。これ、議案の質疑ですからね。質疑なのに、執行部から御意見ありがとうございますと言われるのは、正直私、先輩議員に失礼かもしれないけど、議員として恥ずかしいし、質疑になってないということなんですよ。これはぜひ、今後注意していただきたいと思いますので、この場で問題提起させていただきました。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 確かに申し合わせ事項ということでね、追加したということで、私も終わつてから自分の所管だったって実は気がついたんです。

[笑う者あり]

○遠山委員 いやいや、質疑してから。ごめんね。ただ、あのとき冒頭私は発言したよう

に、本田委員がその前に質疑してたということで答弁で、えって思って、私はちょっとびっくりしてその場ですぐ衝動的に質疑したというところがあります。ただ、今ね、言われたように——金澤委員から言わされましたけれども、今後注意をしていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 これ以上掘り下げないでおこうと思ったんですけども、後で気づいたとかっていうのは、自分がどこの委員会に所属してて、そしてそのどこの委員会の所管の議案なのかというのは——もう何か後で気づいたというのはもう甚だ遺憾——おかしいと思いますんで……

[笑う者あり]

○金澤委員 (続) 本当に議長からもぜひ注意喚起をお願いいたします。

○赤羽委員長 議長。

○山野井議長 この話は、我が——我々の会派みらいから、1回こういう話ちゃんとしたいうことで出したもので、今ですと、所管委員会の方がより多くの質疑ができる状態になっちゃってるんですね、いわゆる本会議の質疑を控えないと。できれば、緊急性が本にある質疑、または明らかな疑義を本会議で追及すべき質疑は私は制するつもりはないので、本当に委員会の中で処理できる内容だったかなと思いますので、もしこういったことを各議員が守られないと、明文化するしかなくなっちゃうんですよね。それで、実際そこまで厳しくしないで、おのおのの判断でやりましょうと言ったのは金澤議員のほうなんですよ。それで今回みたいなことがあったんで金澤議員も、そんな感じだと厳しくするしかないよねという話になってしまって、ぜひとも皆さんその辺をご自覚頂きたいと思います。以上です。

○赤羽委員長 そのほか。

議長。

○山野井議長 すみません。12月25日の最終日の議事日程のことでちょっと御相談がありまして、現在、臨時国会やっておりまして、職員の給与に関する法律の改正案が審議されているところです。改正が行われましたら、最終日の12月25日に、取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、市長から提出される見込みになっています。また、この条例の一部改正に伴って各会計の補正予算もあわせて提出される見込みとなります。一般会計であったり西口・国保・後期高齢介護の補正などが予定されているんですけども、これらの議案については、今定例会で議決をして速やかに対応する必要があると思いますので、25日の最終日に、提案理由の説明、質疑、委員会への付託は省略、討論採決まで行っていただくことについて御協議をお願いしたいと思います。

○赤羽委員長 議長から25日の議事日程について要望がありましたら、皆さんよろしいですか。

○赤羽委員長 染谷委員。

○染谷委員 25日は議案それだけで、そのほかの補正は上がらないということなんですか。

○赤羽委員長 事務局。

○小笠原議会事務局長補佐 議会事務局、小笠原です。

ほかに予定されている——補正予算に含まれてくる内容とはなるんですけども、18歳以下の子さんがいる家庭に子ども1人当たり2万円の支給する予算というのも、今のところ上がってくる予定ということで聞いております。以上です。

○赤羽委員長 議長。

○山野井議長 そのあと今説明をしようと思ったので——2つございます。いわゆるこれを付託省略で当日採決してはいかがかということです。

御協議お願いします。

○赤羽委員長 皆さんいかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 異議なしと認めます。

○赤羽委員長 そのほかありませんか。蛯原次長。

○蛯原議会事務局次長 議会事務局、蛯原です。議員研修会のことについて御報告をさせていただきます。2月3日に、今年度2回目の議員研修会のほうを予定させていただいております。講師の方が、代表監査委員でもあります石橋監査委員。タイトルとしては「税とインボイスの基本」ということで、民主主義の根幹であります税の制度ですとかインボイスのことについて、議員の皆様に学んでいただこうかなという御趣旨で設定をさせていただきました。時間が2月3日の10時から2時間程度、場所は議場になります。講師のほうから、事前に質問事項をまとめていただきたいということで御要望を受けてますので、通知と併せて、年内いっぱいぐらいまでに質問事項ありましたら、お寄せいただきますよう、通知いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○赤羽委員長 ありがとうございました。

次、小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 私のほうから2点ほどございます。まず、意見交換会についてでございます。本年度、高校生との意見交換会ということで、高校のほうと調整のほうを続けておりましたが、前向きに御検討いただいておりました高校さんのはうから、今週に入り、お断りの御連絡のほうございました。本年度は1回意見交換会実施しておりますが、2回目の実施について、どのようにするか御協議いただければと思います。

2点目でございます。2点目は、中学生との協働事業についてでございます。本年度、取手一中さんのほうと調整のほうしておりましたが、昨日、一中さんのほうと調整をしてまいりまして、開催のほうを決定いたしました。開催までの期間が大変短いのですが、1回目を12月22日に議場のほうで中学生議会形式で……。

[発言する者あり]

○小笠原議会事務局長補佐 そうなんですよ。12月22日、中学生がいらっしゃって中学生議会形式でという形。2回目を1月26日に一応会場に3年生全員を対象に、体育館でその日に採決、前半で発表を行っていただいた内容についての採決は2回目に行っていただくという内容で、今のところ予定しております。詳細や御案内につきましては、改めて

議員の皆様に通知のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 やることについては、すばらしいことだと思うんだけど、今月の 22 日とおっしゃいましたよね。何をやるんでしょう。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 すみません、説明が。説明のほうさせていただきます。22 日は、今やる予定などが 4 グループ——一中さんのほうから 4 グループ、1 グループ当たり 5 名ぐらいの生徒さんになるんですけども、来ていただいて、取手市をよくするための提案という形で、生徒さんのほうがグループごとに、まず提案を壇上に上がってしていただく予定です。その後、質疑——その提案内容に対しての質疑を生徒さんたちにしていただくという形で、約 1 時間ほどで予定しております。というのも、今回、来ていただくのが有志の生徒さんという形になるので、放課後に来ていただくという形になります。ですので時間的にあまり取れないという形で、そのような方式となっております。議員の皆様にも、もし参加できる議員の皆様には参加していただきまして、質疑のときに生徒のほかに議員の方たちからも質疑のほうを受けられますので、お願いできたらと思います。そして 2 回目のほうなんですけども、1 回目は議場でやりますので、その様子をユーチューブで撮影して録画しておく予定です。それを 2 回目、全生徒で見て、その提案内容について改めて、前半参加できなかった生徒も含めて質疑をしていただいて、最終的に賛成・反対を決めていただくというのが——全生徒で決めていただくというのが 2 回目の事業で予定しているものとなります。以上です。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 これって、議会としての公式な催物だから、来れる議員はというより、基本的には全員参加という中身になるんでしょうか。

○赤羽委員長 小笠原補佐。

○小笠原議会事務局長補佐 全員の方にお声はかけさせていただくような形で、あと後半についても学校さんのほうで受入れ——人数制限なく受け入れられるという形なので、可能であれば皆さんに参加していただけたらなと考えております。

○赤羽委員長 よろしいですか。

佐野委員。

○佐野委員 今、分かってる限りで、時間とか予定で、おおよそ分かるところがあれば。

○小笠原議会事務局長補佐 失礼いたしました。前半の 12 月 22 日は、3 時から——こちらに 3 時に来ていただく予定になっておりまして、そこから 1 時間ほど議場のほうで発表のほうしていただく予定となっております。2 回目の 1 月 26 日につきましては、5 時間目の授業でその授業をやりたい形と今考えておりますので、1 時 25 分とかそのぐらいなんんですけど、若干時間がかかるかなというところで、10 分ぐらいには来ていただくような形で、今スケジュールのところを組んでおります。そこから——来ていただくというか、議員の皆さんに御集合いただきたいなと考えております。

○赤羽委員長 佐野委員。

○佐野委員 12月は、中学生の方がこちらに来る、1月は議員が学校に行くということですね。

○赤羽委員長 それと、市民との意見交換会の件なんですが、高校生を対象にということで計画したんですが、結局、全部潰れてしまいました。議会基本条例では年1回以上ということになっていて、もう1回はクリアしてるんですが。急遽、2回目の意見交換会をするかどうか、この時期になってしまったんで、なかなか準備も大変かと思うんで、ここで2回目をするかどうかの結論を出したいと思います。皆さんの御意見をいただければと思います。

金澤委員。

○金澤委員 基本的に、やるべきだと思うんです。ただ、高校生とのやつが駄目になっちゃったということであれば、やり方変えなきゃいけないと思うんで、さっきの中学生のやつもそうですけども、ちょっと早めにいろいろと日程をお知らせ——お示しいただいたりとか、高校生のやつも、今ここで中止になっちゃったから、もう今年度あと3か月、どうしようというよりは、もうちょっと早めに早めに何事もお示しいただきたいなと思うんですけども。私は基本的には、しっかりと、こういう議会の事業というのはやっていくべきだと思います。

○赤羽委員長 実は、学校のほうからお断りいただいたのが、先週——今週だったらしいんですよ。それまでアプローチしてたんですが、議員が。そんなわけで、皆さんに御迷惑かけるわけなんですけども。どうしましょうか、もしやるとすれば1月か2月かぐらいですよね。

入江委員。

○入江委員 私は、議会基本条例で年1回というのはクリアしてると思うんで、今年度あと残り1月・2月・3月——臨時議会、第1回定例会と、1月にも議員研修とかいろいろ日程詰まっていますので、今回のこと反省して、来年度に向けて、来年度2回やっていけばいいんじゃないかなと思います。今回は、もういいんじゃないかなと思います。

○赤羽委員長 そのほか御意見ございませんか。確かに2月には臨時会も入ってますんで。佐野委員。

○佐野委員 私は、できれば開催してほしいという希望があります。

○赤羽委員長 どうしましょう。

染谷委員。

○染谷委員 やるとすると、いろいろ入ってて、本当に1月中ぐらいとか、そんな感じになっちゃうんじゃないかと思うんですけど。3月はちょっと厳しいですよね。2月ももう……。

○赤羽委員長 もう1回、マイク使って発言してください。

[発言する者あり]

○赤羽委員長 入江委員。

○入江委員 日程的に、やっぱり1月もういろいろ行事が入ってますし、2月は臨時議会がございますし、3月には定例会があるので、今年度はちょっと日程的に難しいんじゃない

かと思います。

○赤羽委員長 はい。という意見が出ました両方の意見が出てるんですが、どういたしましょうか。決を取るような案件でもないんだよね。

○赤羽委員長 議長どうぞ。

○山野井議長 私もやりたいとは思うんですけど、実は重点交付金の、この後ちょっと説明を総務部長からしてもらおうと思ったんですけど、本会議を1月に開く可能性がありますので、その日程も決めたりなんで結構タイトだなとは思っております。

○赤羽委員長 どうしましょう。

小堤委員。私も、1月というのは、いろいろな行事があったんで、大体、市民との意見交換会って土曜日ですよね。だから、1月は難しいと考えても、やっぱり2月にそういう改選もあるし、1月には臨時会もあるかもしれない。3月はもう定例会の準備で2月後半からはということになると、やりたいのはやまやまですけど、やっぱりスケジュール的にタイトなのかなと。市民と触れ合ってのは大事なことですけれども、なかなかここに来てはもう難しいと私は思います。

○赤羽委員長 遠山委員。

○遠山委員 何か全員発言しているので、私たち共産党としては、もう原則、市民の声を聞くという立場なんで、1月で言えば17日、土曜日なのかなというふうに思っているんですが、例えばその日だったら、参加できるでしょうか。

[発言する者あり]

○遠山委員 ってなれば、やれなくなっちゃうね。

[発言する者あり]

○遠山委員 やっぱり、うちのほうも忙しいようですね。

○赤羽委員長 会派の中でも日程調整しないと、もしやるとなったらば。日程調整した上で相談しないと難しいのかなと思うんです。また、ちょっと臨時会のほう——別の臨時会の話も、これからありますんで。

議長。

○赤羽委員長 告知——いつやるとかチラシ——広告の時間がちょっと短いのと、今からワーキングチームをつくって、また方針決めたりとかも、結構大変な気がしております。もし、確かに今までやってたじゃないかという意見が、もしかしてあるかもしれないなと私も懸念はしてるんですけども、今回の趣旨が高校生との意見交換だったものですから、事情があってできなかつたというのは致し方のないことかもしれないなというふうには感じております。

○赤羽委員長 金澤委員。

○金澤委員 日程調整、多分相当難しいと思います。ただ、やっぱり議会として年に2回やってきたっていうところは、自分も含めて、しっかり今後守っていかなきやいけないと思うので、それを自分も含めて十分反省——大いに反省をして、今年度はもう日程的に厳しいのかなと思いますんで、来年度以降の材料にすればいいんじゃないですか。

○赤羽委員長 今年度は残念ながら見送るということで、皆さんよろしゅうござりますで

しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 異議なしということで、そうさせていただきます。

申し訳ございませんでした。

ちょっと休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○赤羽委員長 再開します。

○赤羽委員長 そのほか、議員の方から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○赤羽委員長 なしと認めます。

それではお疲れさまでございました。これで議会運営委員会を閉会します。

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

議会運営委員会委員長 _____